

北本市少年野球連盟審判部規定

第1条 趣旨

この規定は、北本市少年野球連盟細則第6条に基づき内部組織として、審判部・審判員制度について、定めるものである。

第2条 構成

審判部は、北本市少年野球連盟会長及び審判長が主催し、実施した講習会に出席し、認定された審判員で、各チームから選出された2名以上で構成する。

第3条 役員

審判部に次の役員を置く。

- (1) 審判長 1名
- (2) 副審判長 2名
- (3) 事務局員 1名

第4条 役員の任務

- (1) 審判長は、審判部を統括する。
- (2) 副審判長は、審判長を補佐し、審判長に事故あるときは、この職務を代行する。
- (3) 事務局員は、事務を処理する。

第5条 役員の選出

- (1) 審判長の選出は、審判部で推薦し、理事会の承認を得て総会で決定する。
- (2) 副審判長は、審判部で推薦し、理事会及び総会の承認を得る。
- (3) 事務局員は、審判部で推薦し決定する。

第6条 会議及び講習会

この会議は、審判部会とする。(以降「部会」と称する)

- (1) 部会は、必要に応じて開催し、審判長がこれを召集し、議長となる。
- (2) この会議の決定事項は、理事会に報告し承認を求める。
- (3) 審判講習会は毎年開催し、審判員の資質向上及び新審判員の育成を行う。

第7条 その他

この規定に定めのない事項については、部会及び理事会で決定し、別に定める。

付 則

この規定は、平成17年4月3日より施行する。

平成25年2月24日 一部改正 平成25年4月1日より実施する。